



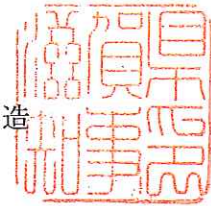
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年(2016年)7月28日

住所 京都府京都市伏見区羽束師古川町233番地
氏名 株式会社カンポ 代表取締役 横山秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年月日	平成28年7月28日	許可番号	第50040号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 廃プラスチック類の焼却施設(令第7条第8号) 産業廃棄物の焼却施設(令第7条第13号の2) (以上1施設) 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/動植物性残さ/ゴムくず (以上6項目)		
設置場所	滋賀県蒲生郡日野町大字奥之池字渡り山553番1		
処理能力	廃プラスチック類 38.2 t/日 (1.592 t/時) 紙くず 76.2 t/日 (3.175 t/時) 木くず 76.2 t/日 (3.175 t/時) 繊維くず 68.5 t/日 (2.853 t/時) 動植物性残さ 76.2 t/日 (3.175 t/時) ゴムくず 25.2 t/日 (1.049 t/時)		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を順守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年(2016年)7月28日

住所 京都府京都市伏見区羽東師古川町233番地
氏名 株式会社カンポ
代表取締役 横山秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

滋賀県知事

三日月大造



許可の年月日	平成28年7月28日	許可番号	第50041号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施設の種別：廃プラスチック類の破砕施設（施行令第7条第7号） 木くずの破砕施設（施行令第7条第8の2号） 処理する産業廃棄物の種別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ 以上6項目		
設置場所	滋賀県蒲生郡日野町大字奥之池字渡り山553番1		
処理能力	廃プラスチック類：144.00 t/日、紙くず：140.20 t/日、木くず：144.00 t/日、繊維くず：141.40 t/日、ゴムくず：77.80 t/日、動植物性残さ：144.80 t/日		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当事務所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		